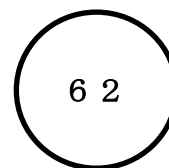


# 「学校いじめ防止基本方針」（令和4年4月1日更新）

学校番号

学 校 名	福岡県立三井高等学校
課程又は教育部門	全日制



## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。この基本理念を踏まえ本校では、以下の取組を目標とする。

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学校生活等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの問題の防止に努めること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) いじめは決して許されないことであり、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に対し継続的に対応すること。
- (5) 学校内に「いじめ防止等対策委員会」を設置し未然防止、早期発見・解決等にあたること。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

未然防止の考え方からすべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。また、未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。本校では、未然防止に関して以下の取組を行う。

- (1) 学校生活・ホームルーム活動・道徳教育の充実
  - 授業規律の徹底と規範意識・帰属意識をお互いに高める集団づくり
  - コミュニケーション能力を育て、自信を持たせ、一人一人に対してわかる授業づくり
  - ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
  - 教科「情報」におけるモラル教育の充実

- ボランティア活動の充実
- (2) 教育相談の充実
  - 担任等による面談
  - スクールカウンセラーによる面談
  - スクールソーシャルワーカー・訪問相談員との連携
  - 教育相談の実施（年2回）
- (3) 校内体制の確立
  - 「いじめ防止等対策委員会」を設置し、日常及び緊急時に組織的に対応する。
- (4) 人権教育の充実
  - 人権意識の高揚と講演会等の実施
- (5) 生徒会（専門委員会）活動の充実
  - いじめ根絶に対する生徒会（専門委員会）等による啓発活動
- (6) 学校通信・学年通信等による啓発
  - 望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
- (7) 関係機関の協力による講演会等の実施
  - 警察、サポートセンター等と連携
- (8) 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有
- (9) 部活動に参加する生徒に対する指導
  - いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- (10) 職員研修
  - いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に向けた研修
  - いじめの具体的な対応に向けた研修
  - インターネットによるいじめに向けた研修
  - 発達障がいや性同一性障がい等に関する研修

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### (1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

(ア) 教師と生徒との学校生活を通しての発見

①授業間の休み時間や昼休み、放課後の機会に気になる生徒の様子に目を配る。行動や言動、服装等に普段と異なる様子が見られた場合には、生徒への声かけや観察を続ける。

(イ) 複数の教師の目による発見

①さまざまな教育活動を通して生徒に関わり発見の機会を多くする。(教科・部活動等)

②教室から職員室へ戻る経路の変更や特別室やトイレの利用などを確認し、気になる場面の発見につなげる。

③休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回を積極的に行う。

(ウ) アンケート調査

①毎月1回のアンケート調査を行う。

②アンケート調査後、スクールカウンセラー等の専門的立場からの助言を得る。

(エ) 教育相談を通じた実態把握

①学校全体での定期的な面談の実施

②面談等の結果について、スクールカウンセラー等の専門的立場から助言を得る。

### (3) いじめの定義

#### 【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在席している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在席する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### (1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止等対策委員会による対応を行い、いじめの認知をする。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ防止等対策委員会）を活用して行う。そして、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化を

とらえて、適切に対応する。さらに、インターネット、SNS、携帯電話等を利用したいじめにも同様の対応を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

(ア) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、管理職から FAX で県教育委員会へ第一報を入れるとともに、早い段階からの的確に関わる。

悪ふざけ、けんかなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者からの相談や訴えがあった場合は真摯に対応する。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。

(イ) 教員は一人で抱え込まず、学年主任や生徒指導部等に報告し、いじめ防止対策のための組織（いじめ防止等対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。

(ウ) いじめが認知された場合、速やかに県に報告し相談する。

(エ) 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等を行い直接会い丁寧に対応する。

(オ) いじめが犯罪行為と認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すということから、警察等と相談し対応策などを検討する。また、生徒の生命、身体、財産等に重大な危険が生じるおそれがあるときには、警察等に連絡し適切な援助を求める。

(カ) 部活動において、顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

(キ) 部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

## (3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(ア) いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。

(イ) 事実関係を把握した後、速やかに家庭訪問等を行い、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。（生徒の安全を確保する。）

(ウ) いじめられた生徒にとって信頼できる人（優しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。（必要に応じて別室指導等を活用）生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(エ) 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

## (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(ア) いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(イ) 事実確認を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

(ウ) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅

かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

- (エ) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、いじめた生徒に対して懲戒を加えることも考える。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

(ア) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (イ) いじめの解決に向けては、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わらせるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所の確認をし、その箇所を保存・印刷するとともに、いじめ防止等対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (イ) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、該当生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (ウ) 学校における情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において必要な基本的技能の学習や必要な知識・能力を学習する機会を設け、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

#### (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」

状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(ウ) (ア) (イ) を確認した上で、いじめ防止等対策委員会での会議により校長がいじめの解消を判断する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
  - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
    - ・児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
  - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

\* 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

- 学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会を通じ県知事に発生報告する

とともに、学校の組織（「いじめ防止等対策委員会」を中心に、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもある）を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにする。

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が「いつ頃から」・「誰から行われ」・「どのような態様であったか」・「いじめを生んだ背景事情」・「生徒の人間関係にどのような問題があったか」・「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

## （２）調査結果の提供及び報告

- 公立学校に係わる調査結果は、県教育委員会を通じて県知事に報告する。
- 学校又は学校の設置者（教育委員会及び学校法人）は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査方法や調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- 調査結果には、同種の事態に対する防止策やいじめを受けた生徒やその保護者の調査結果に対する所見についても記載すること。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### （１）組織の名称 いじめ防止等対策委員会

### （２）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

#### いじめ防止等対策委員会の組織

##### 「校内組織」

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、修学支援担当  
学年主任、養護教諭、学級担任、副担任、部活動顧問等



##### 「外部専門家及び地域関係者」

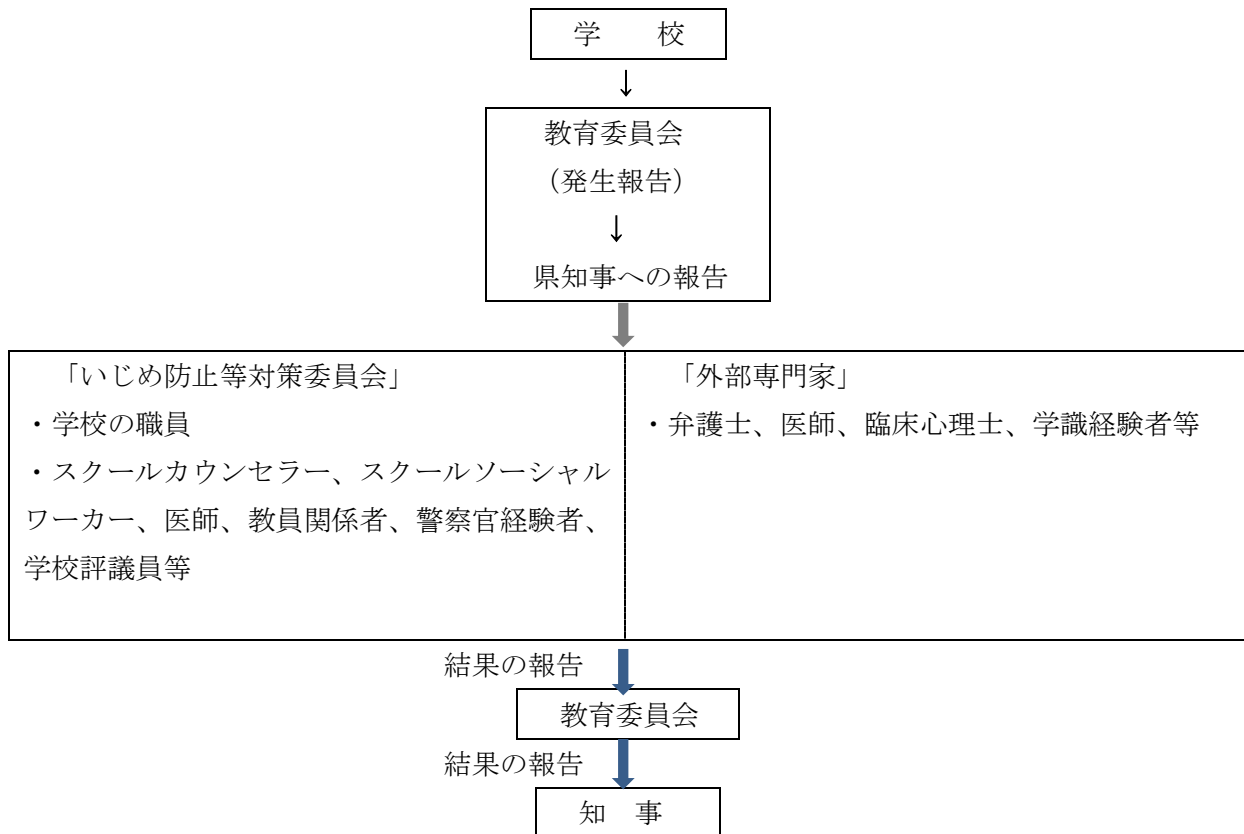
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、  
弁護士、教員経験者、警察官経験者、保護者、学校評議員、  
教育機関の管理職経験者、近隣の学校・教育機関の管理職

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士、教員経験者、警察官経験者などの外部専門家、その他保護者などの地域関係者が参加しながら対応する。

## 【役割】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能



- 学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けるとされている。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、該当いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- 重大事態の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

## 7 学校評価

- (1) 本校におけるいじめ防止等のための目標（1～5）の達成状況について



(2) いじめの未然防止のための取組について

(3) いじめの早期発見のための取組について

(4) いじめに対する措置について

(5) いじめが起きた集団（クラス・学年）への働きかけについて

以上（1）～（5）について、学期ごとに、全職員に対しアンケート調査を行い、いじめ防止等対策委員会でその結果について検討をする。